

平成 26 年 1 月 24 日
新潟市契約課

入札参加者 各位

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う建設工事等の取扱いについて

消費税及び地方消費税の税率改正が平成 26 年 4 月 1 日から施行されます。

本市における建設工事及び建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）の取扱いを次のとおりとしますのでお知らせいたします。

1 基本的な取扱い

- (1) 平成 26 年 4 月 1 日以後に公告，指名通知する工事等の予定価格は，消費税率を 8% で計算します。
- (2) 契約金額は，入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を換算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は，その端数を切り捨てた金額）とします。

2 経過的な取扱い

- (1) 平成 25 年 9 月 30 日までに契約し，平成 26 年 4 月 1 日以後に引渡し予定の工事等で，平成 25 年 10 月 1 日以後の設計変更で請負金額を増額する場合の増額分については，消費税率を 8% で計算し変更契約を締結します。
- (2) 平成 25 年 9 月 30 日までに契約し，平成 26 年 3 月 31 日までに引渡し予定の工事等で，設計変更により遅延し，引渡しが平成 26 年 4 月 1 日以後になるものの取扱いは，次のとおりです。
 - ア 平成 25 年 9 月 30 日までに増額の変更契約がなされているものの消費税率は現行どおりで，3%の加算はいたしません。
 - イ 平成 25 年 10 月 1 日以後の設計変更で請負金額を増額する場合は，増額分のみ消費税率を 8% で計算し，増額変更契約を締結します。ただし，遅延理由が受注者の責による場合は，増額分については消費税率を 5% で計算し変更契約を締結します。
- (3) 平成 25 年 10 月 1 日以後に契約し，平成 26 年 4 月 1 日以後に引渡し予定の工事等で，当初契約時に消費税率を 5% で契約したものは，本通知日以後に消費税率を 3% 加算し変更契約を締結します。
- (4) 平成 25 年 10 月 1 日以後に契約し，平成 26 年 3 月 31 日までに引渡し予定の工事等で，設計変更により遅延し，引渡しが平成 26 年 4 月 1 日以後になるとともに，請負金

額を増額する場合の増額分については、消費税率を8%で計算し変更契約を締結します。ただし、遅延理由が受注者の責による場合は、増額分については消費税率を5%で計算し変更契約を締結します。

3 適用日

上記の取扱いを本通知日以後から適用しますが、変更契約については変更設計図書が整った案件から随時変更協議をさせていただきます。

4 その他

- (1) 電子入札システムが新税率に対応していないため、平成26年3月31日まで公告、指名通知する案件の当初契約については、消費税率を5%で契約後、速やかに変更契約で対応(3%加算)いたします。
- (2) 平成26年3月31日までに引渡しが行われる建設工事等は、これまでどおり消費税率5%で変更はありません。